

福岡市営林J-VER販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、福岡市が福岡市営林で認証取得したオフセット・クレジット(以下、市営林J-VER)を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することについて定める。

(購入者の募集)

第2条 市営林J-VERの購入者(以下、購入者)の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 市営林J-VERの販売は、福岡市が保有する数量の範囲内で行うものとし、市ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第3条 市営林J-VERの購入を希望する者(以下、購入希望者)は、購入申込書を、持参、郵送のいずれの方法により、市長に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

(1) 各種法令に違反している事業者、団体

(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体

(3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体

(4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体

(5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

3 市長は、第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、市営林J-VERの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

4 最低販売量は1トン(t-CO₂)とし、1トン(t-CO₂)単位で販売するものとする。また、販売単価は別に定めるものとする。

(購入者の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申請書類の内容を審査のうえ、購入者を決定する。

2 市長は、販売の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交すこととする。

(売買代金の納付)

第6条 購入者は、市営林J-VERの売買代金を、市長が別に定める期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(市営林J-VERの移転)

第7条 市長は、購入者からの売買代金の払込を確認した後、オフセット・クレジット(J-VER)認証委員会に移転手続きを依頼し、オフセット・クレジット登録簿(オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づき発行されるオフセット・クレジット(J-VER)を管理し、その取得、移転及び無効化について電子的に記録したものをいう。)において、市の保有口座から購入者が指定する保有口座または無効化口座へ購入したオフセット・クレジット(J-VER)の移転を行うものとする。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、福岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。